

千葉県報

令和7年3月25日  
号外

# 千葉県職員服務規程の一部を改正する訓令

千葉県職員服務規程（平成十七年千葉県訓令第五号）の一部を次のように改正する。  
第八条第一項第二号ただし書中「午後零時まで」の下に「、午前十一時三十分から午後零時三十分まで、午後零時三十分から午後一時三十分まで」を加え、同条第二項中「午後零時まで」の下に「、午前十一時四十五分から午後零時三十分まで、午後零時三十分から午後一時十五分まで」を加える。

## 議会告示

- 千葉県議会事務局職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する告示
  - 訓 令
  - 千葉県職員服務規程の一部を改正する訓令
  - 監査委員訓令
  - 職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

千葉県議会事務局職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

議會告示

葉県議会事務局職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定  
め。○

千葉県監査委

員  
川

川口 明浩

千葉県監査委員訓令第一号

卷之三

千葉県議会告示第一号

## 職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

第三条第一項ただし書中「午後零時まで」の下に「午前十一時三十分から午後零時三十分まで、午後零時三十分から午後一時三十分まで」を加え、同条第二項中「午後零時まで」の下に「午前十一時四十五分から午後零時三十分まで、午後零時三十分から午後一時十五分まで」を加える。

第三項第一項が「午後零時まで」の「一時三十分から午後零時三十分まで、午後零時三十分から午後一時三十分まで」を加え、同条第二項中「午後零時まで」の下に「午前十一時四十五分から午後零時三十分まで、午後零時三十分から午後一時十五分まで」を加える。

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

訓令

千葉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十五日

千葉縣知事  
熊谷俊人

本  
先  
機  
闡

千葉県訓令第一号

購読料

本号

一部

六円

発行

購読申込先

千葉市中央区市場町一番一号

○四三(二二三)二六五八  
千葉県